



マイタク



でまんど相乗りタクシー

マイナンバーカードに
登録が必要！

登録要件

前橋市に住民登録があり、次の登録条件のいずれかに該当する方が登録できます。

A：年齢75歳以上の方

B：年齢65歳以上で運転免許証（普通・中型・大型免許）をお持ちでない方

C：下記の①～⑦のいずれかの該当者

- ①身体障害者、②知的障害者、③精神障害者、④発達障害者、⑤要介護・要支援認定者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（総合事業）、
 - ⑥難病患者、⑦小児慢性特定疾病患者、⑧妊産婦
- ※条件あり、確認書類提出必要

D：運転免許証を自主返納した方または失効した方

〈C区分に該当する方で登録できない方〉

- ・福祉有償運送利用の登録がある方
 - ・軽自動車税、若しくは自動車税の減免を受けた車両で移動が可能な方
- （※A、B、D要件のいずれかに当てはまる場合はご利用いただけます）

〈妊産婦の方の登録可能期間〉

- ・母子健康手帳が交付された日から、出産予定日の12か月後の月末まで

登録に必要なもの

- ①マイナンバーカード ②C要件で登録の方は確認書類

登録受付場所

市役所本庁舎1階ロビー、大胡・宮城・粕川・富士見支所、
保健センター2階(こども支援課)、保健所1階(障害福祉課・保健予防課)

支援金額

(1) 乗車する登録者が1人のとき

1運行(片道)につき、運賃の半額（上限1,000円）を支援

（ただし、1運行で2回利用の場合は、運賃の半額（上限2,000円）を支援）

(2) 乗車する登録者が複数人のとき

1運行(片道)につき、1人最大500円を支援

（ただし、1運行で2回利用の場合は、1人最大1,000円を支援）

お問い合わせ

前橋市未来創造部交通政策課

TEL：027-898-5844 FAX：027-224-3003

027-898-6238

○利用時間

午前7時から午後7時（土日祝も利用可能）

○利用回数

1日4回まで（年70回まで）

翌年度分は
自動更新！

○運行エリア

前橋市全域 ※乗車地か降車地が前橋市内であれば対象

○その他割引との併用

福祉タクシー利用券や、タクシー事業者が行っている障害者割引・免許返納者割引と併用可能です。

福祉タクシー利用券は障害福祉課へ、障害者割引・免許返納者割引はタクシー事業者へお問い合わせください。

利用方法



その① タクシーを呼ぶ

利用できるタクシーは、前橋市内のタクシー事業者のタクシーです。

（一部の介護タクシーでも利用できます。対象の介護タクシーはお問い合わせください）

タクシー会社名（市外局番は027です）			
アサカタクシー	231-8181	敷島タクシー	231-1108
東洋タクシー	264-1266	ナガイタクシー	231-8123
清水タクシー	243-4343	日本中央タクシー	255-1112
赤城タクシー	283-2305	新和タクシー	251-3111
県都第一交通	251-4784		

その② 乗車時にまずマイナンバーカードをタッチ！



乗車時、
車載機に
タッチ！

タクシーに乗車したら、はじめにマイタクを使うことを運転手に伝え、タクシーの車載機に忘れずにマイナンバーカードをタッチしてください（降車時には利用できません）。

また、タッチ後のキャンセルはできません。

※残りの利用回数は、タッチした際、画面に表示され、音声でも案内されます。

その③ 目的地に着いたら精算

目的地に着いたら、運転手が車載機で計算をするので、示された金額をお支払いください。

※マイタクをもう1回分追加で使用する場合は、再度、マイナンバーカードを車載機にタッチすると、2回分使用した割引額を再計算します。